
糸島市企業立地推進計画

平成28年4月

福岡県糸島市

目次

目次.....	1
◇ はじめに.....	2
1 本市の現状と課題.....	3
2 企業立地推進の基本方針.....	4
(1) 目的.....	4
(2) 方針.....	4
3 計画期間.....	4
4 企業立地の推進戦略.....	5
(1) 優遇制度の実施.....	5
(2) 九州大学と連携した研究・産業の立地・育成.....	5
(3) 用地整備の方針.....	5
(4) 土地の低価格分譲.....	5
(5) 関係機関とのネットワークの強化.....	5
5 具体的な施策.....	6
(1) 指定地域.....	6
(2) 優遇制度.....	6
(3) 「九州大学連携地域」及び「工業・流通地域」の整備.....	6
(4) 関連公共施設整備.....	7
(5) 情報提供（PR活動）と企業立地支援.....	7
(6) 起業家、ベンチャー企業支援.....	8
6 その他.....	9
(1) 地域環境への配慮.....	9
(2) 企業立地推進計画の見直し.....	9
(3) 推進体制及び進行管理.....	9

◇ はじめに

日本経済は、平成23年の東日本大震災による一時的な落ち込みを乗り越えて、増勢を維持してきた。平成24年年央から欧州政府債務危機に伴う世界景気の減速等により弱い動きとなったものの、平成24年年末以降、内需が主導する形で景気は持ち直しに転じた。平成26年には17年ぶりに消費税率引上げが行われ、引上げに伴う駆け込み需要とその反動により大きく変動したものの、足下では生産は持ち直し傾向で推移しており、企業収益も総じて改善の動きがみられ、我が国経済はおよそ四半世紀ぶりの良好な状況を達成しつつある。

平成27年6月に「経済財政運営と改革の基本方針2015～経済再生なくして財政健全化なし～」が閣議決定された。これは、平成32年度の財政健全化目標の達成に向けた今後5年間の計画の基本方針であり、経済再生が財政健全化を促し、財政健全化の進展が経済再生の一段の進展に寄与するという好循環を目指している。

他方、平成26年12月、国は「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」を閣議決定した。具体的施策の中には、地方活性化策として、地域において新たな産業を創出し、また既存の産業の革新を図るため、産官学金等の多様な主体の連携を促し、地域性を生かした創業や経営改善などを支援し、また成長志向型のファンドによる資金供給を行う等により、地域でイノベーションを起こしやすい環境を整備することを盛り込んでいるところである。

このような国の方針や、緊急経済対策の取組みが進められていく中、地方自治体は、これまでに以上に自分で考え行動することが重要であり、その上で、自立した魅力ある都市の実現を目指し、激化する地域間競争に勝ち残っていかなければならない。

本市は、平成22年1月1日に、前原市、二丈町、志摩町の糸島1市2町が合併し、主要施策に、先端産業の集積や新産業創出、企業誘致の推進を方針決定している。

前述したような国の方針や時代潮流および平成30年度完了予定の九州大学の移転スケジュール等を勘案すると、総合的に企業立地を推進するための計画や具体的プロジェクト¹の実施が必要となる。

本計画では、第1次糸島市長期総合計画の重点プロジェクト及び糸島市企業等立地促進条例に基づき、企業立地優遇制度の確立、具体的プロジェクトの推進、関連インフラ²整備等に関する本市の基本方針を示すものである。

今回、第1次糸島市長期総合計画後期基本計画（期間：平成28年度～32年度）において、働く場の創出、地域経済の活性化、人口増加の好循環を目指す、「しごとづくり」が新たに重点プロジェクトに加えられた。

その具体的施策として、「九州大学関連研究所の誘致、新産業の創出、既存産業の活性化を図る」及び「製造業や流通産業などの企業を誘致し、雇用機会を拡大する」を設定したところであり、これに併せて本計画を見直すものである。

¹ 計画

² インフラストラクチャー：都市の基幹的部分

1 本市の現状と課題

平成12年のJR筑肥線姪浜～筑前前原駅間の複線化、平成13年の西九州自動車道と福岡都市高速道路の接続などにより福岡市への交通アクセスが飛躍的に向上した。

西九州自動車道及び国道202号バイパスについては、福岡都市高速道路5号線の開通・接続、二丈浜玉道路の無料開放により今後も交通量の増加が見込まれるため、それに対応する整備も進んでいる。

また、知の拠点である九州大学が本市を含む糸島地域への移転を平成17年秋から開始した。この移転を契機に、九州大学を中心とした新しい学術研究都市の創造を目指し、平成10年に地元産学官が「九州大学学術研究都市推進協議会」を設立し、平成13年に「九州大学学術研究都市構想（以下、「構想」という。）」を策定した。平成16年10月には、経済界、九州大学、福岡県、福岡市、前原市、二丈町、志摩町が「九州大学学術研究都市推進機構（以下、「OPACK」という。）」を財団として設立し、企業・研究機関誘致、企業等誘致用地のコーディネート³、産学官連携など構想実現に向けた取組みを総合的、広域的に推進している。

構想の中で、糸島地域は、伊都キャンパスを中心とする1次圏と位置付けられており、九州大学との連携活動から展開される研究系、居住系、工業系及びレク系などの機能の受け皿として、小規模で分散型の開発「ほたる（分散型地域核）」をはじめとして、新しい都市づくりが推進されている。加えて、ビジネスチャンスが生まれることも期待されている。

このように地方分権の進展、国・地方の急激な財政悪化、人口減少・高齢化など、私たちを取り巻く社会・経済情勢は大きく変貌している。

本市の財政状況は、合併効果に加え行財政健全化の取組みなどにより、基金残高の増加、市債残高の減少及び財政指標の改善と合併前の危機的状況から着実に回復している。

しかし、その構造は、市税を中心とする自主財源は歳入総額の3分の1程度にとどまり、人件費、扶助費及び公債費といった義務的経費が歳出総額の約5割を占めるなど硬直化したものとなっており、臨時的、政策的な経費に充てることのできる財源に余裕がない状況である。

一方、健康、福祉、教育及び環境などの施策の充実による魅力あるまちづくりが求められているが、当然、それらを実現するための財源が必要となる。

このような中、市として引き続き行財政改革を行うことは当然のことながら、安定的に歳入が見込める自主財源を確保していかなければならない。

そこで、第1次糸島市長期総合計画において、地域別整備方針の都市的整備ゾーンとして「九州大学連携地域」、「工業・流通地域」を指定し、主要施策に九州大学を核とした学術研究機能を活用した先端産業の集積や新産業創出、また、雇用機会の拡大や地域経済の活性化を図るため、製造業や流通産業などの企業誘致の推進を明記している。

³ 調整

これからも、自主財源の安定確保、雇用機会の拡大を図る為にも、景気の変動を見極めながら、長期的視点に立って企業誘致を進めていく必要がある。

2 企業立地推進の基本方針

(1) 目的

産業の振興及び新産業の創出により市民の雇用機会の拡大を図り、地域経済の発展と市民生活の向上に資する。

(2) 方針

①企業立地の推進

「製造業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」のうち道路貨物運送業、倉庫業又は、コンビニ業、「学術研究、専門・技術サービス業」のうち学術・開発研究機関の立地を推進する。

②指定地域への産業集積

「九州大学連携地域」、「工業・流通地域」、都市計画法に定める商業地域及び準工業地域を本市の産業創出を図るための指定地域とし、指定地域に立地する企業等に優遇措置を講じることにより、本市の魅力である豊かな自然環境を保全しながら、指定地域への研究・産業の誘致・集積を推進する。

※ 指定地域は後述のとおり

3 計画期間

この計画の目標年次は、「構想」の目標年次である平成37年と設定する。

4 企業立地の推進戦略

(1) 優遇制度の実施

企業誘致や起業等にインセンティブ⁴を与え、他自治体との企業誘致競争を優位に進めるため、企業進出を支援する税の課税免除や雇用奨励金などの優遇制度を講じる。

(2) 九州大学と連携した研究・産業の立地・育成

「九州大学連携地域」に九州大学の世界水準の研究機能を活かした研究施設（大学の研究シーズの実用化を行う研究施設、産業界の窓口機能や受託・共同研究を行う施設など）や関連施設、さらに、関連する企業等の立地を積極的に進める。

(3) 用地整備の方針

現下の社会経済情勢に鑑み、企業等の立地ニーズ⁵を把握した上で、いわゆる「オーダーメイド方式⁶」や「レディメイド方式⁷」等から、最適な方式・組合せを採用し、段階的に指定地域内の適地の用地整備を進める。

また、関連する公共関連施設についても、優先的に整備を推進する。

(4) 土地の低価格分譲

企業等の立地を促進するためには、土地の販売価格が重要となるので、価格をできるだけ抑えるよう努める。

また、ベンチャー企業や中小企業の立地を促進するため、土地の販売だけではなく、定期借地権等による賃貸も活用する。

(5) 関係機関とのネットワークの強化

九州大学、福岡県及びOPACK等関係機関との信頼関係を強化するとともに密に連携しながら産業集積の取組みを推進する。

さらに、企業、時代のニーズ、新技術などに関する情報収集および企業への働きかけ（営業活動）を積極的に行う。

⁴ 目標に向けての刺激

⁵ 要求

⁶ 誘致企業の希望に応じて工場用地等を造る方式

⁷ あらかじめ工場用地等を造って企業を誘致する方式

5 具体的な施策

(1) 指定地域

都市計画法に定める商業地域及び準工業地域と、「九州大学連携地域」、「工業・流通地域」の中で本市の産業の振興において特に重要である地域、並びに工場立地法に規定する特定工場を指定地域とする。・・・別図

(2) 優遇制度

①固定資産税の課税免除

本市内外の企業等が市内の指定地域において、事業所の新設等において土地、家屋及び償却資産を取得するために一定額以上の資本投下を行った場合かつ新設等の事業所が一定数以上の常時雇用従業員を有している場合には、「糸島市企業等立地促進条例」（平成22年1月1日施行）に基づき、固定資産税を一定期間課税免除する。

課税免除の割合は、操業後の3年間で100分の100とし、その後の2年間で100分の50とする。

②雇用奨励金の交付

市民の雇用機会を拡大するために、市内の指定地域に新設等を行う事業者が市民を雇用した場合には、「糸島市企業等立地促進条例」に基づき、雇用奨励金を交付する。

雇用奨励金の額は、新規雇用従業員数（雇用契約以後1年以上継続して市内に住所を有するものに限る。）に20万円を乗じて得た額とする。ただし、交付は1回限りとし、1,000万円を限度とする。

(3) 「九州大学連携地域」及び「工業・流通地域」の整備

①糸島リサーチパーク⁸【九州大学連携地域】

九州大学連携地域として、九州大学の研究シーズの実用化研究機能、民・公設の研究所、起業化支援機能、試作型施設及び生産施設等の受け皿として整備された、糸島リサーチパークに対し、市として積極的に協力し、早期完売を目指す。

②前原IC地区北産業団地【工業・流通地域】

工業・流通地域として、インターチェンジの隣接地という好立地条件を活かし、主に食品関連産業等の立地のための用地整備を行う。

⁸ 研究団地

③前原北部地区【九州大学連携地域】

地区計画策定区域については、九州大学と連携した研究系や居住系を中心としたまちづくりをすすめるために、民間主導の開発を積極的に誘導する。

その他の地区については、調査・検討を行い、地域の合意形成を図りながら、全体構想を描いた上で、一定の区域ごとに組合施行土地区画整理事業、地区計画の指定に基づく開発行為、一定面積以上の開発行為、個別許可要件による開発行為等による整備を目指す。

④前原西部・二丈武・二丈松国地区産業団地【工業・流通地域、九州大学連携地域】

以前から民間による商工団地開発が計画されており、西九州自動車道の隣接地という好立地条件を活かし、工業・流通地域として企業の誘致活動を行い、民間の開発行為を促進する。

（４）関連公共施設整備

①道路

前記(3)の①、②及び④地区は、いずれも国道202号バイパス、西九州自動車道及び県道等に接した場所に位置しており、幹線道路についてはほとんど整備済又は計画的に整備が進められている。

③地区は、都市計画道路波多江泊線（中央ルート）の整備を計画的に進めており、県道福岡志摩線は歩道の整備が進められている。

②用排水

【用水】

①、②、③及び④地区は、上水道の給水を基本に給水可能量等を把握し、必要に応じて利用できる地下水の水量等の調査を行う。

【排水】

①、③地区は、公共下水道によって処理することを前提に計画する。しかし、②地区の前原IC地区北産業団地と④地区は、現在のところ事業認可は受けていないので、企業の立地スケジュールに合わせて、事業認可取得及び施設整備を行う。

（５）情報提供（PR活動）と企業立地支援

①情報提供

（i）PR（宣伝）活動

市職員各々が、市民の安定雇用と市の財政強化を目的として、糸島市に企業を誘致することを意識し、対外的なPR活動を展開する。

九州大学、県、OPACKと連携し、これらが主催・出展する展示会、セミナーにおいてPRする。

(ii) 関係機関との連携

意欲ある企業経営者、大学研究者、県担当者、九州経済産業局などとの人的ネットワークを形成するとともに信頼関係を強化する。

また、企業等の立地を促進するため、九州大学、県、OPACK、大学と関連の大きい企業や研究機関及び本市の産業振興と方向性に合致する企業等の情報収集と連携強化に努める。

②企業立地支援

(i) 用地のあっせん等

市及び市土地開発公社が整備した工場用地等への誘致や自社開発に適した企業立地用地のあっせん等を行う。

(ii) 企業立地相談窓口の開設

実際に企業立地を行う際に必要となる法的手続き等に関し、企業立地担当課において法的手続き等の一元化を行う。これにより、誘致企業に対する事務手続きを極力簡素化し、企業が自己の事業に集中して、容易に立地できるようにする。

対象となる法令等(例)を挙げると、都市計画法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、工場立地法、文化財保護法、県の環境保全条例などが考えられる。

(iii) 産学連携の仲介

産学官の関係者が気軽に参加して、お互いの出会いと情報交換を生み出す場を創設する。

また、九州大学の最先端の知的資源(知的シーズ)を実用化へ結びつける「(仮称)先端技術実用化センター」を九州大学、県及びOPACK等と協力して設置し、大学で培われた先端技術を地場の中小企業に還元できるような技術支援を行うとともに、九州大学と企業のマッチング⁹を行う。

(6) 起業家、ベンチャー企業支援

九州大学等との連携による新技術や新商品の開発及び創業支援をするために、起業家がワンストップで技術、経営、法律、特許等の相談ができるようなインキュベーション¹⁰マネージャーと廉価な研究室を有するインキュベーションセンターを県や九州大学、OPACKと協力しながら立地を検討する。

また、ベンチャー企業などに対して、名店街の中の空き店舗をレンタルラボ¹¹として廉価に提供し、事業を円滑に軌道に乗せることができるような仕組みを検討する。

⁹ いろいろな種類のを組み合わせて、つり合いを取ること

¹⁰ 誕生したての企業育成を目的にした、情報提供、経営相談などで一定の保護支援

¹¹ 貸し研究室

6 その他

(1) 地域環境への配慮

市は、生活環境や自然環境等に関する地域住民の意向と立地予定企業の調整を行い、企業の負担を軽減するとともに地域住民の不安を解消する。これにより、周辺地区における環境問題の発生を未然に防止するとともに企業活動を円滑に行うことができるようにする。

また、市の支援内容及び立地工場等が市や周辺地域に果たすべき役割を明確にするため、市は立地企業等と立地協定及び環境保全協定等を締結する。

(2) 企業立地推進計画の見直し

糸島市長期総合計画、糸島市国土利用計画及び糸島市都市計画マスタープラン等の上位計画の変更や社会経済状況の変化等により、本計画を見直すものとする。

(3) 推進体制及び進行管理

本計画の推進にあたっては、企業立地担当課が中心となり、糸島市長期総合計画の施策の進捗において、本計画の進行管理を行う。

また、必要に応じて、関係課の協議・調整を行う。

■資料 指定地域図

指定地域については、別図に示すとおりとする。